

# 三田市産官学連携推進事業 助成金 2026 募集要領

## 1 制度趣旨

三田市が抱える地域課題等の解決につながる可能性のある研究又は研究成果の活用の試みを募集します。

事業の展開を通じ、産官学が連携した社会実装が具現化されるとともに、三田の持続可能な発展を推進します。

## 2 助成概要

### 2.1 助成対象者

日本国内にキャンパスを有する大学等に所属する研究者（※1）

（※1）大学院生等の学生は対象外（所属する大学等において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分も有する場合は対象となります。）

### 2.2 助成条件

- ・ 当該研究のテーマ又は研究成果の活用が、三田市の地域課題の解決につながる可能性があること
- ・ 課題解決の方向性は、「第5次三田市総合計画」の基本目標に沿ったものであること（※2）（※3）
- ・ 交付決定日以降に着手した研究活動又はその成果の活用の試みであること
- ・ 事業完了後2週間以内に、実績報告書と決算書を提出すること
- ・ 三田市が開催する成果報告会にて、本事業の成果を報告すること。
- ・ 当該研究の成果を論文・学会等で発表する場合は、本助成金の交付を受けたことを明示すること
- ・ 研究内容や研究スケジュールに変更がある場合には、随時、三田市に報告すること
- ・ 三田市が研究の進捗の報告を求めた際には、その依頼に対して速やかに対応すること
- ・ 三田市産官学連携推進事業助成金交付条件に従うこと
- ・ 同一のテーマの研究又は研究成果の活用の試みへの助成は、初回の交付決定を含め、通算して3回まで申請可能とします。
- ・ 本件は次年度予算内示に基づくものであり、助成金の交付には三田市議会の議決が必要です。三田市議会の議決が得られない場合には、本助成金は交付できませんので、あらかじめご了承ください。

(※2) 三田市内の地域団体や NPO 企業等、又は三田市の各部局と協働して行う研究は優先して採択します。

(※3) 「第 5 次三田市総合計画」は、下記三田市HP をご参考ください。

<https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/1/13355.html>

(※4) 交付決定日は、令和 8 年 4 月下旬ごろの予定です。

## 2.3 助成額等

### 助成金額

1 件あたりの上限：1,000 千円 (※5) (※6)

(※5) 助成率は 10/10 です。

(※6) 千円満の端数切り捨てとします。

### 助成期間

交付決定後から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

### 概算払い

市が「額の確定前交付」を必要と認める場合は、概算払いを認めるものとします。

## 2.4 助成金使途

・当該研究活動、及び、研究成果の社会実装に向けた取り組みに必要な経費、及び、成果の取りまとめに必要な経費が対象となります。

・各費目の対象となる経費の例は以下のとおりです。

費目	内容
物品費	消耗品等を購入するための経費 ※ ただし、設備費又は備品の取得に係る経費（概ね 1 年を超えた使用に耐えないもので、かつ、取得価格が 5 万円（税込み）以下のものを除く。）には助成金は使用できません。
旅費	研究代表者、研究分担者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等
人件費 謝金	資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等 ただし、研究代表者、研究分担者については、謝金の支払いは不可

その他	上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において当該研究の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）等
-----	---

## 2.5 予定スケジュール

・申請から研究終了後の実績報告までの流れは以下のとおり

日時	内容
令和8年3月31日 まで	「交付申請書一式」の提出 ※ 額の決定前に交付を希望する場合は、確定前交付理由書も提出
令和8年4月8日	プレゼン審査の時間を通知
令和8年4月15日 13時-15時	プレゼン審査 ※ オンラインでの参加も可能
令和8年4月下旬頃	三田市より交付決定通知書の送付
	三田市が認めた場合は、額の決定前に「交付請求書一式」の提出を受け、助成金を交付
研究期間中	助成事業の内容を変更・中止・廃止する場合は、「変更等申請」を提出
～事業完了の日から 2週間以内（または 令和9年4月14日）	「実績報告書一式」の提出 「交付請求書一式」の提出 ※ 実績報告書一式の内容をもとに額の決定をし、交付
令和9年4月頃	成果報告会 ※ 全体2時間程度、発表30分程を予定

## 2.6 助成金の返還

決定した額が、既に交付した助成金の額を下回る場合は、「変更等申請」に基づく変更交付決定を行い、その差額の返還いただきます。

### 3 選考方法・結果通知

#### 3.1 選考方法

##### 書類選考

申請が6件以上の場合は、審査前に書類選考を実施します。

##### 書類選考の基準

- (1) 申請事業の実施にあたり、企業や団体等及び三田市との連携が予定されていること
- (2) 研究内容に独創性があること
- (3) 三田市と連携した持続可能なまちづくりを進める関係構築の可能性があること
- (4) 地域課題の設定が適切であり、具体性、重要性、即時性があること。
- (5) 地域課題の解決を図るための仮説の設定が適切であること。
- (6) 地域課題の解決に有効であると期待できること。
- (7) 研究実施計画が具体的で明確であること。

##### プレゼン審査

申請者によるプレゼンと提出書類に基づき審査します。

ただし、申請が6件以上の場合は、書類選考を通過した申請についてのみ、プレゼン審査を実施します。

日時	4月15日(水) 13時から15時のいずれか
次第	プレゼン 10～20分程度 質疑応答 5分
場所	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所 オンラインでの参加も可能

※ プレゼン審査の時間は、令和8年4月8日までに通知します。

##### 審査基準

- (1) 三田市が抱える地域課題等の解決につながる可能性のある研究又は研究成果の活用であること。
- (2) 事業の展開を通じ、産官学が連携した社会実装が具現化されるとともに、三田の持続可能な発展を推進する可能性があるものであること。

#### 3.2 結果通知

結果は、決定後すみやかに文書にて通知します。

採否の理由についてのご照会には一切回答致しかねますのでご了承ください。

## 4 応募期間

令和8年3月31日（火曜）17時まで

※延長する場合もございますので、随時、ホームページをご確認ください。

## 5 応募方法

- ・ 大学等の事務局を通して申請していただきます
- ・ 大学等の事務局より下記の書類を【問い合わせ・申請先】宛にEメール及び郵送でご提出ください。

### 交付申請書一式

- ① 補助金等交付申請書（下記の三田市 HP よりダウンロード）

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei\\_daigaku/boshu/28726.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei_daigaku/boshu/28726.html)

- ② 事業計画書

以下の項目を記載してください。様式は自由です。

#### 1 事業の目的

##### 研究活動の場合

- 1.1 課題
- 1.2 課題の重要性、緊急性等
- 1.3 課題解決のための仮説
- 1.4 課題や仮説の設定又は課題解決に対する、研究成果の有効性

##### 研究の成果の活用の場合

- 1.1 研究成果
- 1.2 研究成果を活用する必要性、重要性等
- 1.3 研究成果の活用方法
- 1.4 課題解決に対する、研究成果活用の有効性

#### 2 研究内容

#### 3 研究内容の独創性

#### 4 社会実装の計画

研究成果の具体的な社会実装方法について、実施ステップを示してください。

また、助成金を受けて行われた研究成果による知的財産権（特許権、実用新案権、品種の育成者権等を含む）や、社会実装の計画中使用される知的財産権について、助成期間終了後も三田市や地域団体等に非独占的な利用権を設定する等の予定がある場合は記載してください。なお、なお、助成金を受けて行われた研究成果による知的財産権（特許権、実用新案権等を含む）の帰属は、助成対象者に帰属するものとします。

#### 5 期待される成果と効果

#### 6 スケジュール

事業着手日から事業完了日までの具体的な進行スケジュール、マイルストーンを明示してください。着手日から完了とは、事業当日までの準備期間及び事業当日以後の残務処理期間を含みます。なお、事業着

手は本年度の4月1日以降である必要があります。

## 7 組織と運営

プロジェクトチームの構成、各メンバーの専門性や貢献を説明してください。

## 8 三田市役所との連携実績（包括連携協定等）や今後の連携予定

## 9 連携体制

研究等実施に際しては可能な限り、三田市の地域団体、NPO、企業等又は市各部署との連携を予定ください。また、予定される場合は、それぞれの役割と貢献を明示してください。

### ③ 収支予算書

当該助成事業にかかる収支計画を記載してください。様式は自由です。

総事業費のうち助成対象経費が明確になっている必要があります。

### ④ 研究概要説明資料(PPT等) | 任意

研究概要を図解やデータで示したい場合は任意でご提出ください。様式は自由です。

### ⑤ 確定前交付理由書 | 任意（下記の三田市HPよりダウンロード）

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei\\_daigaku/boshu/28726.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei_daigaku/boshu/28726.html)

助成事業を遂行するために必要となる財源の全部又は一部を三田市からの助成金に依存している場合や、事業の遂行上止むを得ない事情がある場合は、確定前理由交付書を提出してください。

額の確定前であっても助成金の全部又は一部を交付します。

一部を交付する場合は、助成金の交付決定額の90%以内（千円未満の端数については切り捨て）において、2回を超えない範囲内を原則とします。

※ 添付資料を含めてメールに添付して提出。メール1通につき、申請1件のみとしてください。（メール件名：三田市産学連携推進事業助成金申請書提出（〇〇大学〇件目））

※ ①、⑤及び⑥は、氏名欄に記名したものをエクセル形式でメールに添付して提出いただくと共に、署名したものを郵送でご送付ください。

※ 所定の申請書、資料に加え、更に詳しい書類等の提出依頼を行う場合があります。

## 6 その他

- ・ 個人情報は利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します
- ・ 反社会的勢力及び勢力と関係すると認められる個人若しくはグループからの申請は不可とし、助成対象研究として認定後に判明した場合は、認定を取り消し、助成金を返還していただきます
- ・ 本助成金の申請、使用、及び受領・清算等に際しては、三田市助成金等の交付に関する規則、及び、三田市産官学連携推進事業助成金交付要綱を遵守してください

## 7 問い合わせ・申請先

三田市公民連携推進課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

TEL：079-559-5041(直通)

FAX：079-563-1366

E-mail：komin@city.sanda.lg.jp